三項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、同項又は法附則第十三条の四第六項）の規定により当該月数が二百四十以上となるに至る場合であつて、当該老齢厚生年金の加給年金額の対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者（次号に規定する配偶者を除く。）の個人番号

五　（略）

5　（略）

（障害者特例の請求）

第三十一条の四　法附則第九条の二第一項に規定する特例の適用を請求する法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものであつて、法第四十三条第一項及び法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～六　（略）

六の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の個人番号

七　（略）

2　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第四十二条　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号

二～六　（略）

2～4　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十五条　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により障害厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

五の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号

六　（略）

2・3　（略）

三項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、同項又は法附則第十三条の四第六項）の規定により当該月数が二百四十以上となるに至る場合であつて、当該老齢厚生年金の加給年金額の対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

5　（略）

（障害者特例の請求）

第三十一条の四　法附則第九条の二第一項に規定する特例の適用を請求する法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものであつて、法第四十三条第一項及び法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～六　（略）

（新設）

七　（略）

2　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第四十二条　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二～六　（略）

2～4　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十五条　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により障害厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六　（略）

2・3　（略）